

# 納めLINE

## 令和3年度第2号

納めてください（標準語）・納めらいん（宮城の方言）・納めLINE（通信紙の名称）

### ・令和3年度徴収担当係長研修「マネージャー研修」を開催しました

8月26日（木），市町村の徴収担当部署及び県税事務所の係長・班長等を対象に徴収担当係長研修を開催しました。本年度は公益財団法人東京税務協会の室田寛司氏を講師に迎え，「市町村における長期未整理案件の整理方策について」をテーマに，滞納整理が長期化している案件の解決に向けて必要な視点等を説明いただきました。

滞納が発生した場合，納期内に納税していただいている方との公平を期すためにも，私たち徴税吏員は適切な滞納処分を執行する必要があります。しかし，個々の事案ごとに性質は異なるため，複雑な案件の場合，事案処理が長期化してしまうケースも少なくありません。

講義では長期未整理案件が発生する原因の一つとして，組織の整理方針が定まっていない点，具体的には「公売を背景にした滞納整理が行われていない」という傾向が挙げられました。さらに「スタートの財産調査」の不十分さも原因とされ，早い段階で「必要な財産調査」を行い，的確な滞納処分の実施を通して財産の早期保全に努めることが，長期案件化を防ぐために重要であると説明を受けました。

また，係長は組織のマネジメントリーダーとして「必要に応じて適切な行動が取れる自己管理」を中心に進行管理する立場であることから，組織の指標を軸に，終局的な事案処理がどうなる見込みなのかを確認し，職員にアドバイスする重要な立場であると説明を受けました。

長期未整理案件となる理由は様々に考えられますが，解決に向けては各案件の徹底した財産調査から適切な滞納処分を執行することが必要不可欠です。当機構では様々な案件を取り扱っていることから，市町村では滅多に行わない調査や処分を実施することも少なくありません。機構職員として日々の業務で身につけたノウハウ等を各市町村に還元していくことが，長期未整理案件の解決に向けた選択肢の増加に繋がることを期待しています。



### ・新任税務職員研修にて講師を務めました

7月8日（木），宮城県地方税事務連携推進委員会（事務局：宮城県総務部市町村課及び税務課）主催による新任税務職員研修が開催され，当機構の職員が「税の現場から」をテーマに，講師を務めさせていただきました。

講義では，当機構の設置目的，活動目標，徴収実績の説明，全国ネットで放映された捜索映像の上映，当機構における徴税吏員としての経験談の紹介を行いました。

講師を務めた職員は，「今回の研修は，コロナ禍での開催であったことから，Web会議システム（Zoom）を用いたのオンライン研修となりました。不慣れな環境に戸惑い，受講生の皆さまの反応がわからない状況での講演となりましたが，本機構の魅力をお伝えできるよう精一杯務めさせていただきました。」と感想を述べていました。

今回の研修が，新たに税務職員となられた皆さまの執務向上の一助になれば幸いです。



## ・活動状況報告（令和3年8月末現在）

今年度の宮城県地方税滞納整理機構の活動状況についてお知らせいたします。

○引受案件	455件	引受滞納金額(本税)	3億2,352万8,534円
○徴収率	14.46%	徴収金額(本税)	4,677万9,727円
○差押件数	54件	差押金額	612万5,194円
○本税完納件数	72件	本税完納金額	2,587万2,545円

今年度目標である25%以上の徴収率を目指し、徴収の公平性と収入未済額の縮減を図りながら、今年度移管案件につきましても、引き続き、適正な徴収業務を進めて参ります。

## ・総務省自治大学校 税務専門課程（税務・徴収コース）第19期を受講して

今年の4月1日から地方税徴収対策室徴収第二グループリーダーとして赴任いたしました、千葉卓也と申します。

私は、地方税徴収対策室（以下、「機構」という。）勤務は今回で2度目となります。1度目は平成26年度から平成27年度までの2年間勤務しておりました。その際も、徴収第二グループ員として多くの案件を担当し、様々な経験をさせていただきました。その経験を生かしつつ、市町村職員の皆さまの協力を得ながら、機構職員として徴収業務に邁進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

さて、私事ではございますが、6月3日から7月2日までの1ヶ月間、東京都の総務省自治大学校において税務専門課程（税務・徴収コース）の研修を受講してまいりましたので、その内容について簡単に御報告させていただきます。

本研修は、全国の自治体（市町村含む）から職員が参加し、講義や演習を通じて徴収について学ぶ研修です。例年であれば、北は北海道から南は沖縄県まで、全国から100人前後が参加する研修ですが、今回はコロナ禍ということもあり、全国から36人の参加となりました。内訳としましては、市町村職員が16人、都道府県職員が20人でした。

研修は、講義形式型、グループ討議型、ロールプレイング型の3つの形態で行われましたが、主に講義形式で研修が行われました。講義内容は多岐にわたり、国税徴収法や滞調法、民事執行法などの法律のほか、財産調査の方法（応用）や各種財産の差押えなどの講義が行われ、学ぶことが多い講義でしたが、一方で、自分の知識不足を痛感させられました。

また、各講義を担当する講師の方は、国税OBの税理士の方や徴収経験が豊富な自治体OBの方で、著名な方々の講義を受講することができた大変貴重な機会でした。

さらに、グループ討議では、与えられた課題について議論するとともに、他の自治体職員と各自自治体の現状について情報交換することができ、大変参考になりました。

本研修で学んだことは、室内研修等を通じて室員へフィードバックするとともに、私自身の今後の徴収業務に生かしてまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。



【ご意見・ご要望などはこちらにお願いします】

宮城県地方税滞納整理機構（宮城県総務部地方税徴収対策室内）事務局

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL：022-211-6681

FAX：022-211-2289



滞納整理機構  
キャラクター  
おさむね君